

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
救急・周産期医療等対策室長

へき地保健医療対策実施要綱に関する疑義解釈について

へき地保健医療対策事業については、「へき地保健医療対策実施要綱」（令和 3 年 4 月 26 日医政発 0426 第 26 号）により実施いただいているところですが、今般、別添のとおり「へき地診療所運営事業に関する疑義解釈」を取りまとめましたので、参考にしていただきますようお願いいたします。

貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本疑義解釈に関わらず、へき地保健医療対策実施要綱に基づく事業に疑義が生じた場合は、以下の連絡先にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

照会先

医政局地域医療計画課

救急・周産期医療等対策室

へき地医療係

Tel : 03-3595-2185（内線 2551）

mail : hekichi-iryoku@mhlw.go.jp

へき地診療所運営事業に関する疑義解釈

令和3年6月30日 第1版

- 1 既存の診療所をへき地診療所に指定することは可能でしょうか。
- 2 既存のへき地診療所の近く（約200m程度）に新たな医療機関が開設された場合、へき地診療所の指定を解除しなければならないでしょうか。
- 3 へき地保健医療対策実施要綱の3. へき地診療所－（3）設置基準－アに規定される「通常の交通機関」に、自家用車は含まれるでしょうか。
- 4 現在、医療施設運営費等補助金の「へき地診療所運営事業補助金」及び医療施設等設備整備費補助金の「へき地診療所設備整備事業補助金」を受け、運営を行っているが、将来的に医療機関指定を廃止し、週1回程度の巡回診療の場とした場合においても、へき地保健医療対策等実施要綱における「へき地診療所」に該当し、診療所の運営、設備整備に要する経費に補助が可能でしょうか。
- 5 へき地診療所の運営事業について、看護師の退職金等は補助の対象となるのでしょうか。
- 6 一般社団法人が実施主体の診療所をへき地診療所として指定できるのでしょうか。
- 7 へき地診療所の施設整備事業について、既存のへき地診療所の改修を除く、の意味とは何でしょうか。

○回答

1 既存の診療所をへき地診療所に指定することは可能でしょうか。

(答)

- へき地保健医療対策実施要綱の3. へき地診療所－(3)整備基準のア、イの要件を適用することはできないが、ウの要件を適用して既存の診療所をへき地診療所として指定することは可能です。

2 既存のへき地診療所の近く(約200m程度)に新たな医療機関が開設された場合、へき地診療所の指定を解除しなければならないでしょうか。

(答)

- 地域の実情に応じて、各都道府県にてご判断ください。

3 へき地保健医療対策実施要綱の3. へき地診療所－(3)設置基準－アに規定される「通常の交通機関」に、自家用車は含まれるでしょうか。

(答)

- 「通常の交通機関」とは鉄道、バス等の公共交通機関が対象となり、自家用車は含まれません。

4 現在、医療施設運営費等補助金の「へき地診療所運営事業補助金」及び医療施設等設備整備費補助金の「へき地診療所設備整備事業補助金」を受け、運営を行っているが、将来的に医療機関指定を廃止し、週1回程度の巡回診療の場とした場合においても、へき地保健医療対策等実施要綱における「へき地診療所」に該当し、診療所の運営、設備整備に要する経費に補助が可能でしょうか。

(答)

- 医療機関でない場合は、へき地診療所に該当しませんので、へき地診療所に対する補助金を受けることはできません。
- 一方、へき地医療拠点病院の巡回診療に必要な経費であれば備品費などが対象経費となります。

5 へき地診療所の運営事業について、看護師の退職金等は補助の対象となるのでしょうか。

(答)

- 看護師の退職手当についても諸手当や社会保険料等の一部として計上されるのであれば、補助の対象となります。
- へき地診療所運営事業では、医師・看護師等医療従事者の確保に対する財政支援として、職員基本給、職員諸手当、社会保険料等を含む、運営費の補助を行っています。

6 一般社団法人が実施主体の診療所をへき地診療所として指定できるのでしょうか。

(答)

- 「診療所を整備、運営することにより、地域住民の医療を確保する」という目的を果たすために必要と都道府県知事が判断した場合は、一般社団法人が実施主体でも差し支えありません。

7 へき地診療所の施設整備事業について、「既存のへき地診療所の改修を除く」の意味とは何でしょうか。

(答)

- 「既存のへき地診療所の改修は除く」の意味するところは、へき地診療所ではない建物を改修して、へき地診療所として利用する場合は補助の対象となるが、既存のへき地診療所の改修は対象外であることを意味しています。